

第9回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録

1. 開催日時：令和6年8月30日（金） 14:00～15:55
2. 開催場所：日本電気協会 A会議室+Web
3. 出席者：（敬称略）
 - 【委員長】 日高〔東京電機大学〕
 - 【委員】 若月〔主婦連合会〕
 - 藤本〔電気事業連合会〕
 - 奥田〔電気保安協会全国連絡会〕
 - 東嶋〔科学ジャーナリスト〕
 - 中村〔ひなた総合法律事務所〕
 - 【委任状提出】 熊田〔東京大学〕、會津〔全日本電気工事業工業組合連合会〕、中嶋〔(一社)日本電機工業会〕、首藤〔(株)社会安全研究所〕
 - 【オブザーバー】 山田、横山〔経済産業省〕
 - 【事務局】 吉岡、小林、永野、廣瀬〔(一社)日本電気協会〕
4. 配付資料：
 - 資料 No.1-1 民間規格等制改定プロセス評価委員会 委員名簿（令和6年8月30日現在）
 - 資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
 - 資料 No.1-3 第8回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録(案)
 - 資料 No.2 本日のプロセス評価委員会でご承認いただきたい全体評価書（案）の概要について
 - 資料 No.3-1 JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」の定期確認に関する全体評価書（案）
 - 資料 No.3-2 JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」
 - 資料 No.4-1 JESC E2008(2014)「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」の定期確認に関する全体評価書（案）
 - 資料 No.4-2 JESC E2008(2014)「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」
 - 資料 No.5-1 JESC E2011(2024)「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」に関する全体評価書（案）
 - 資料 No.5-2 JESC E2011(2024)「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」
 - 資料 No.6 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請（経済産業省への要請文案） ※JESC E2007(2014)、JESC E2008(2014)、JESC E2011(2024)

参考資料 1 第 123 回日本電気技術規格委員会 議事要録

参考資料 2 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）の制定について

参考資料 3 日本電気技術規格委員会 規約等一式

参考資料 4 第 8 回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 全体評価書（審議後・抜粋）

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者 10 名（委任状を含む。）であることが報告され、日本電気技術規格委員会規約で定める定足数 7 名（委員総数の 3 分の 2 以上）を満たすことから民間規格等制改定プロセス評価委員会（以下、「プロセス評価委員会」という。）の成立が確認された。

5-2. 委員交代の連絡

事務局より、委員の交代について連絡があった。

- ・「(一社)日本電機工業会」の高本委員から中嶋委員に交代

5-3. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 山田課長補佐、横山係長の参加報告があった。

5-4. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料について説明があった。その後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)にあたらぬことが委員会で確認された。

5-5. 前回（第 8 回）委員会議事要録案の確認 （審議）

事前配布した資料 No. 1-3 の第 8 回民間規格等制改定プロセス評価委員会の議事要録案について、最終的な確認が行われた。

審議の結果、出席委員の全員賛成により議事要録は承認された。

（質問 Q、回答 A、コメント C）

C1：P3、議事要録案に記載の「全員賛成」は、「出席委員の全員賛成」とであると理解した。

Q1：全体評価書の記載を従前通りにしたとの説明があったが、具体的にはどの部分が該当するのか。

A1：P4のA2が該当する。前回の審議では、資料No.3-1 全体評価書において、「6. 民間規格等作成機関の審議の状況」「④民間規格等作成機関の議決状況」の記載と「2. 委員会の議決状況」「①第124回日本電気技術規格委員会」の記載が不整合であるため、「④民間規格等作成機関の議決状況」の記載を「①第124回日本電気技術規格委員会」の記載に整合させた方が良いとなった。この結果を受けて民間規格等作成機関に依頼した所、民間規格等作成機関の規約によりJESCに上程する場合は全会一致でないと審議依頼ができないため、①と同様に人数を記載するより、従前通りに「●●専門部会規約第○条により可決」した方が良いとの回答があった。このため、従前通りの記載となっている。

5-6. 全体評価書（案）の審議について （審議）

事務局より、資料No.2から資料No.7に基づき、全体評価書（案）等について説明があった。

審議の結果、以下の全体評価書（案）は、指摘事項を反映することを条件に出席委員の全員賛成により承認された。

全体評価書は、要請書に添付し国へ提出する。

- JESC E2007(2014)「35kV以下の特別高圧用機械器具の施設の特例」の定期確認に関する全体評価書
- JESC E2008(2014)「35kV以下の特別高圧地上電線路の臨時施設」の定期確認に関する全体評価書
- JESC E2011(2024)「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」に関する全体評価書

（質問Q、回答A、コメントC）

C1：資料No.2、P15、規格名称が誤っているため、「35kV以下の特別高圧電線路の人が常時通行するトンネル内の施設」に修正すること。

C2：資料No.3-1、P19～P20、審議対象ではない部分は、新旧対照表から削除すること。

C3：資料No.4-1、P27～P31、審議対象ではない部分は、新旧対照表から削除すること。

C4：資料No.5-1、P1、表題のJESC E2008はJESC E2011の誤りであるため、修正すること。

Q1：プロセス評価委員会の配付資料において、誤字等の訂正を行ったとの説明があったが、JESCの配付資料ではどのような記載になっていたのか。

A1：誤記があったのは、プロセス評価委員会のみで配付する全体評価書の部分である。JESCの配付資料には含まれていないため、誤字等の訂正を行っていない。

Q2：資料No.2、P13、JESC ホームページに掲載する民間規格のリスト案の適用欄を修正したとの説明があったが、JESCの配付資料ではどのような表記となっていたのか。本来JESCで修正すべきであった内容を、プロセス評価委員会の議論で変更す

- るといふことか。プロセス評価委員会では、JESC の審議資料を修正すべきではない。JESC における審議プロセスを評価することが役割であり、JESC 審議資料を修正する委員会ではない。
- A2 : JESC の配付資料では、適用欄は修正前の文章（「2. 技術的規定」による ~ よらないことができる。）になっている。
- C5 : プロセス評価委員会は JESC の上位委員会ではないため、修正する場合は JESC に伝える必要がある。
- Q3 : 資料No.2、P13、JESC ホームページに掲載する民間規格のリスト案の適用欄を修正前の文章に戻す場合、どのような表記になるのか。
- A3 : 修正前の文章は、『「2. 技術的規定」による場合は、第 128 条の規定によらないことができる。』である。この文章で JESC の承認を受けた。
- Q4 : 適用欄を修正した方が良いとのコメントは、どこからあったのか。
- A4 : JESC 委員より、今回のプロセス評価委員会前に指摘があった。第 2 回プロセス評価委員会で今回の審議案件と類似する審議案件があるため、この時の適用欄の表記と整合させてはどうかとの指摘があった。
- Q5 : 第 2 回プロセス評価委員会においても、委員会の審議で適用欄を修正したのか。
- A5 : 当時の記録が無いため詳細は分からないが、委員会の審議で適用欄を修正したのではなく、配付資料の段階から他の適用欄の表記と整合した記載（『「2. 技術的規定」によること。』）になっていたと思われる。
- Q6 : 適用欄の記載を修正した場合は、パブリックコメントも修正後の記載で行うのか。
- A6 : 適用欄はパブリックコメントに直接関係しないが、その後に国へ提出する要請書に関係する。また、国の基準に引用された場合は、電技解釈や JESC ホームページにも関係する。
- C6 : 資料No.2、P13、プロセス評価委員会の議論のみで JESC の配付資料の内容は変更できないため、文章を JESC と同じ内容（「2. 技術的規定」による ~ よらないことができる。）に戻す。
- C7 : プロセス評価委員会は、JESC の審議過程が適切かどうかを監査するような位置付けであるため、今回の議論した内容を議事要録に残しておいた方が良いと考える。
- Q7 : 資料No.6、P2 他、今回は電技解釈の改正案が 3 ヶ条ある。いずれも現行欄では規格の中の項目を引用した記載となっているが、改正案欄では、『「適用」の欄に規定する方法により施設すること。』とあり、JESC ホームページに掲載するリスト案の適用欄を引用する記載となっている。過去の資料を見ると、改正案欄は規格の中の項目を引用した記載となっていたが、今回から JESC ホームページに掲載するリスト案の適用欄を引用する記載に変更するのか。経緯を教えて欲しい。
- A7 : 前回のプロセス評価委員会において、改正案の文章の記載について審議を行おうとしたが、JESC で審議すべき内容であるとの判断になり、プロセス評価委員会では審議を行わなかった。このため、第 124 回 JESC において改正案の文章の記載に

ついて説明を行い、記載変更の了解を頂いたことから、今回より改正案欄の文章は JESC ホームページに掲載するリスト案の適用欄を引用する記載に変更した。

Q8：資料No.3-1、P1、「I. 審議経緯」「3. 委員会の主な意見及び対応」の説明欄において、廃止された理由はあるのかとの意見が書かれているが、回答を見ても廃止された理由が良く分からない。他の規格で規定されているため廃止しても大丈夫であるとの解釈で良いのか。

A8：意見及び回答の元となる文章は、資料No.7、P6のQ3及びA3である。審議案件の提案元である配電専門部会で確認を行ったが、廃止された理由は分からなかった。ただ、全体評価書の説明欄として「廃止された理由が分からない」と記載するのは適切ではないため、記載しなかった。なお、質問は廃止された理由だけでなく、廃止した内容を継続するのは良くないのではないのかとの趣旨であるため、規格は廃止されたものの現存している別の規格で規定された内容を引用している旨を回答に記載した。

Q9：少なくとも廃止された規格を引用する文章は無くなっていると考えて良いのか。

A9：規格本体には、廃止規格を引用する文章は書かれていない。解説に廃止された規格の経緯等の説明が書かれているのみである。

C8：資料No.6、P1、添付資料欄、文末の「～の定期確認に関する全体評価書」を「～に関する全体評価書」に修正すること。

C9：資料No.6、P4、(3) JESC のホームページに掲載するリスト案、一番下の行の適用欄の記載を JESC 配付資料に合わせるため、『「2. 技術的規定」によること。』を『「2. 技術的規定」による場合は、第 128 条の規定によらないことができる。』に修正すること。

C10：(3) JESC のホームページに掲載するリスト案の適用欄の記載内容については、今後混乱がない様に JESC において議論するか、過去の記載と同様にして欲しい。

6. その他

事務局より、次回プロセス評価委員会の開催は、10月下旬頃を予定しており、日程は別途調整の上決定するとの説明があった。

(日程調整の結果、次回は10月28日(月)14:00にて開催)

以上